


辺野古・違法アセス糾弾訴訟

弁護団事務局長

弁護士 金高 望



環境影響評価手続
(環境アセスメント)

環境アセスメント手続の概要

方法書の作成(環境影響評価法5条)

環境影響評価の実施(法12条)

準備書の作成(法14条)

評価書の作成(法21条)

対象事業の内容の修正(法28条)

方法書(スコーピング)

- 「環境アセスの設計図」
- 住民等の意見
- 知事意見

環境影響評価の実施

- 方法書に対する知事意見を勘案、住民等の意見に配慮する必要
- 環境影響評価の実施

準備書の作成

- 環境影響評価の結果を記載
- 「環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として」作成されるもの
- 住民等の意見
- 知事意見

評価書の作成

- 準備書に対する知事意見を勘案、住民等の意見に配慮して作成
- 許認可権者等の意見
- 補正評価書の作成

対象事業の内容の修正

- 対象事業に修正がある場合には、改めてアセスを実施しなければならない(法28条)
- 「軽微な修正」を除く

環境アセスが事業へ与える影響

- 評価書の公告後でなければ、事業を実施してはならない(環境影響評価法31条)
- 許認可の際に、アセスも審査対象となる(法33条)

辺野古アセスで行われていること

- 方法書作成手続に先立つ調査
 - 方法書の体をなさない方法書
 - 相次ぐ追加・修正
 - 準備書の恣意性・非科学性
 - 準備書作成後も続く調査
- etc.

辺野古・違法アセス糾弾訴訟

請求の趣旨(求める裁判の結論)

方法書作成手続をやり直す義務があること
の確認(環境影響評価法5条)

準備書作成手続をやり直す義務があること
の確認(法14条)

追加修正部分についてやり直し義務がある
ことの確認(法28条)

国家賠償請求

請求の趣旨

確認訴訟

- 「やり直せ」ではないのか？
ない。「やり直しの義務があることの確認」
- なぜ「やり直せ」としないのか？
環境影響評価法に規定がない
「処分性」がなく、「義務付けの訴え」ができない(行政事件訴訟法3条6項)
行政事件訴訟法4条「確認の訴え」の活用

請求の趣旨

国家賠償請求訴訟

- 違法なアセスによる「意見陳述権」の侵害
- 精神的苦痛に対する慰謝料

請求の原因(理由)

方法書作成義務違反(法5条)

準備書作成義務違反(法14条)

追加・修正のやり直し義務違反(法28条)

これらは、住民らの意見陳述権を侵害するもの

各手続のやり直しと、慰謝料を求める

方法書の作成義務違反

- 方法書作成手続に先立つ調査の着手
- 対象事業に関する記述が極めて薄い(方法書の体をなしていない)

準備書の作成義務違反

- 準備書の恣意性・非科学的
- 事前調査の結果引用
- 準備書公告縦覧後の調査継続

追加修正部分のやり直し

- 環境影響評価法28条
評価書の公告までに修正があれば、原則として方法書からやり直し
- 方法書公告後に繰り返された追加修正

意見陳述権の侵害

- 住民参加の意義
- 環境影響評価法8条・18条
- 住民には意見陳述権があるというべき
- やり直し義務の確認
- 意見を述べる機会を喪失したことの慰謝料

現行法の限界と本訴訟の意義

- 環境影響評価法には司法手続の規定がない
(現行法の致命的限界)
- 行政事件訴訟法4条の「確認訴訟」の活用
- 辺野古アセスを糾弾するのみならず、環境影響評価法改正にも影響

初めての試みである！！

- 従前の争い方
 - ・許認可の取消訴訟
 - ・公金支出の差止訴訟
- 今回の訴訟
 - ・許認可を待たずに違法を問う
 - ・アセス手続の不備を正面から糾弾する

原告の構成

- 確認訴訟
学者・専門家ら
- 国家賠償請求訴訟
辺野古の自然環境に興味を持つ全ての方

